

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【点検・措置状況等】
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

[illegible][illegible][illegible]

地下水等検査結果に基づく生活環境の保全上 必要な措置 (廃掃法規則12条の7第2 第8号の木) (最終処分省令 1条1項11号) (維持管理基準省令 1条2号)	措置年月日	-
	措置内容	-